

大阪市告示第1170号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年8月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 （トレーニング場を除く。）	令和6年9月17日（火）	午前7時から 翌日午前7時まで
	令和6年9月24日（火）	午前9時から 午後9時まで
長居陸上競技場 トレーニング場	令和6年9月2日（月）	午前9時から 午後1時まで
	令和6年9月9日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年9月17日（火）	
	令和6年9月24日（火）	
長居第2陸上競技場	令和6年9月17日（火）	午前7時から 翌日午前7時まで
	令和6年9月24日（火）	午前9時から 午後9時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 （トレーニング場を除く。）	令和6年9月18日（水）から 同月23日（月）まで	午前7時から 翌日午前7時まで

長居陸上競技場 トレーニング場	令和6年9月1日（日）	午前9時から 午後6時まで
	令和6年9月3日（火）から 同月7日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年9月10日（火）から 同月14日（土）まで	
	令和6年9月15日（日）から 同月16日（月）まで	午前9時から 午後6時まで
	令和6年9月18日（水）から 同月21日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年9月22日（日）から 同月23日（月）まで	午前9時から 午後6時まで
	令和6年9月25日（水）から 同月28日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年9月29日（日）	午前9時から 午後6時まで
	令和6年9月30日（月）	午前9時から 午後1時まで
長居第2陸上競技場	令和6年9月1日（日）	午前7時から 午後9時まで
	令和6年9月14日（土）から 同月15日（日）まで	午前7時から 午後9時まで
長居庭球場	令和6年9月2日（月）から 同月6日（金）まで	午前9時から 午後9時40分まで
	令和6年9月9日（月）から 同月13日（金）まで	

令和 6 年 9 月 16 日（月）から 同月 20 日（金）まで
令和 6 年 9 月 30 日（月）

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）